○国土交通省令第五十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第五項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令

航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（航空交通管制部に置く課） **第九条**　航空交通管制部に、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課 企画調整課（福岡航空交通管制部に限る。） 空域高度利用課（福岡航空交通管制部に限る。） 安全情報活用促進課（福岡航空交通管制部に限る。） 情報高度化推進課（福岡航空交通管制部に限る。） 技術課（福岡航空交通管制部に限る。） （安全情報活用促進課の所掌事務） **第十四条**　安全情報活用促進課は、航空交通管制に係る安全に関する情報の活用の促進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。 **第十五条～第十七条**　（略）	（航空交通管制部に置く課） **第九条**　航空交通管制部に、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課 企画調整課（福岡航空交通管制部に限る。） 空域高度利用課（福岡航空交通管制部に限る。） 情報高度化推進課（福岡航空交通管制部に限る。） 技術課（福岡航空交通管制部に限る。） （新設） **第十四条～第十六条**　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、気象庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

気象庁組織規則の一部を改正する省令

気象庁組織規則（平成十三年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（防災企画室、地域防災企画室、技術開発推進室、国際室及び航空気象管理室並びに危機管理企画調整官、ＡＩ戦略企画調整官、海外気象プロジェクト推進官、国際航空気象企画調整官及び航空気象業務推進官） **第二十八条**　企画課に、防災企画室、地域防災企画室、技術開発推進室、国際室及び航空気象管理室並びに危機管理企画調整官、ＡＩ戦略企画調整官、海外気象プロジェクト推進官、国際航空気象企画調整官及び航空気象業務推進官それぞれ一人を置く。 ２～５　（略）	（防災企画室、地域防災企画室、技術開発推進室、国際室及び航空気象管理室並びに危機管理企画調整官、海外気象プロジェクト推進官、国際航空気象企画調整官及び航空気象業務推進官） **第二十八条**　企画課に、防災企画室、地域防災企画室、技術開発推進室、国際室及び航空気象管理室並びに危機管理企画調整官、海外気象プロジェクト推進官、国際航空気象企画調整官及び航空気象業務推進官それぞれ一人を置く。 ２～５　（略）